

『避難情報等』を変更しました

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

災害対策基本法が改正されたことに伴い、これまで町が発令していた『避難情報等』を5月20日から変更しました。

■主な変更点

- ①『避難勧告』と『避難指示』は、『避難指示』に一本化し、法改正前の『避難勧告』のタイミングで『警戒レベル4 避難指示』を発令。
- ②災害が発生・切迫し、避難場所などへ避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物などで直ちに身の安全を確保するよう促す場合に『警戒レベル5 緊急安全確保』を発令。
※警戒レベル5は、町が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。
- ③立ち退き避難に時間を要する高齢者、障がいのある人や避難を支援する人に早期避難を促すため『警戒レベル3 高齢者等避難』を発令。

■気象庁などから出る河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状 況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）	
				浸水の情報（河川）	土砂災害の情報（雨）
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
<警戒レベル4までに必ず避難を！>					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者などは避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水 注意報	2 相当	氾濫注意情報 —
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1 相当	— —

■避難所への避難をはじめ、次のことについて、普段からどう行動するか決めておきましょう

◇町が開設する避難所への避難

避難所の開設状況は、防災行政無線および『田布施町メール配信サービス』などでお知らせします。

避難所での新型コロナウイルス感染防止のため、マスクや消毒液、体温計などの携行をお願いするとともに、『3密』の回避にご協力をお願いします。

◇安全な親戚・知人宅への避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

◇屋内安全確保

風水害時、安全が確保できる場合の建物の高層階への避難や、自宅の2階以上への避難など、事前に確認することも必要です。

◇安全な宿泊施設などへの避難

町の内外を問わず、安全が確保できる宿泊施設への避難も、事前に検討をお願いします。